

「法科大学院協会，文部科学省及び法曹三者
による協議会の設置について（合意）」の改正

平成20年10月20日

法 科 大 学 院 協 会
文 部 科 学 省
最 高 裁 判 所
法 務 省
日 本 弁 護 士 連 合 会

平成19年5月25日付け「法科大学院協会，文部科学省及び法曹三者による協議会の設置について（合意）」を次のように改正する。

第2項中「法科大学院協会副理事長で」を「法科大学院協会副理事長，専務理事又は常務理事の中から」に改める。

第3項中「法科大学院協会理事で」を「法科大学院協会理事又は事務局長の中から」に改める。

法 科 大 学 院 協 会
副 理 事 長

鎌 田 薫

文 部 科 学 省
文 部 科 学 事 務 次 官

銭 谷 眞 美

最 高 裁 判 所
事 務 総 長

大 谷 剛 彦

法 務 省
法 務 事 務 次 官

小 津 博 司

日 本 弁 護 士 連 合 会
事 務 総 長

丸 島 俊 介